## 18、19歳の実名報道に抗議し、推知報道の禁止を堅持するよう求める声明

2022年5月3日

#### 子どもの育ちと法制度を考える 21 世紀市民の会 (略称「子どもと法・21」)

本年4月8日、推知報道禁止が一部解除された少年法等の一部を改正する法律(2021年5月21日成立、以下「改正少年法」といいます。)施行後初めて、特定少年について実名報道がなされました。

わたしたちは、「改正少年法」に規定された推知報道禁止の一部解除に関し、2021年5月21日付け「『少年法等の一部を改正する法律案』可決に抗議する緊急声明」等において反対してきました。

「改正少年法」下で少年の実名報道がされたことを受けて、下記のとおり実名報道に抗議するとともに裁判所、検察庁、報道機関等において推知報道の禁止を堅持するよう求めます。

#### 1 少年法が推知報道を禁止している理由

少年法は、子どもが社会の中で失敗しながら成長する権利(成長発達権)を保障しており、そのための仕組みを採用していますが、少年法 61条の「推知報道の禁止」もその1つです。少年法 61条は「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。」と定めています。少年法が推知報道を禁止する目的は、少年本人を特定した犯罪報道を規制することによって、少年の名誉・プライバシーを保護し、少年に対する社会的偏見の発生を防止し、それらを通じて少年の健全育成及び更生を図ることにあります。少年に否定的な社会の烙印を押すことによって、少年に対する社会的排斥、社会関係の切断をもたらし、少年に自身にも否定的な自己観念を植え付けてしまい、少年の社会への主体的参加の機会を奪ってしまうことから、本人を推知できる報道を禁止しています。

このように少年法 61 条は、少年の推知報道 (氏名、年齢、容ぼうなど特定につながる報道) によって更生の機会を奪わないための規定です。これは罪を犯した少年だけでなく、少年の ときに罪を犯した場合にも適用されます。

#### 2 「改正少年法」の内容と附帯決議

「改正少年法」は、推知報道について犯行時 18、19 歳の特定少年が刑事裁判を提起された場合は「記事等の掲載の禁止の特例」(68条)として「推知報道の禁止」を解除しました。

しかし、「改正」にあたり衆議院及び参議院各法務委員会において、18、19歳の者は、「類型的に成長発達途上にあって可塑性を有する存在であることから、引き続き少年法の適用対象と位置付けることとした趣旨を踏まえ、少年の健全な育成を期するとする法の目的及び理念に合致した運用が行われ」、「インターネットでの掲載により当該情報が半永久的に閲覧可

能となることをも踏まえ、いわゆる推知報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されなければならないこと」が附帯決議されています。このことは「改正少年法」下においても、犯行時 18、19歳の少年に対して推知報道の禁止の趣旨が及ぶことを確認したものです。

#### 3 少年法の目的及び理念である少年の健全育成に合致した運用がなされていないこと

本年2月8日、最高検察庁は、「犯罪が重大で地域社会に与える影響も深刻な事案」を「実 名広報を検討すべき」とするなど「実名公表基準」を示しました。本年4月8日、検察当局 は「改正少年法」施行後初めて、特定少年について、結果が重大であることや地域社会に与 えた影響が深刻なことなどを考慮して実名を公表しました。

「犯罪が重大で地域社会に与える影響も深刻な事案」は、少年が非行に至った背景に困難な事情があることが多く、「推知報道の禁止」が必要であり、実名を公表することは少年法の制度趣旨に反するものです。また氏名を公表しなくても、犯罪の背景にある問題、犯罪が提起した社会問題について報道し「社会の正当な関心に応える」ことは可能であり、その点においても最高検の見解は不当です。なお、最高検は前記付帯決議を踏まえ、実名公表の際、犯行当時に特定少年だったことを明示することが相当」としていますが、そのような明示をしても実名公表をしている以上、意味はありません。

本年4月28日、検察当局は全国で2例目となる事件について、「改正少年法の趣旨及び国会での付帯決議の内容を踏まえ、本件は重大事案であり、地域社会に与える影響も深刻であることから、諸般の事情を考慮し」たと述べ実名を公表しました。

### 4 実名報道は少年の推知報道されない権利を侵害するものであること

# (1) 18、19歳の特定少年に対しても「推知報道の禁止」の趣旨が及ぶ理論的根拠

「改正少年法」下で18、19歳の特定少年に対しても「推知報道の禁止」の趣旨が及ぶ理論的根拠は、主に2つあります。

1つ目は、「改正少年法」において特定少年も「少年」(2条「この法律において『少年』とは、二十歳に満たない者をいう」)とされています。特定少年が少年法上の「少年」であり、少年法1条の「健全育成」の目的が及ぶ以上、17歳以下の少年と同様に報道機関において少年の更生を阻害しないように配慮する必要があります。2つ目は、少年法の手続きの問題です。少年法は、一度、家庭裁判所からおとなと同じ刑事裁判所に送った少年について、裁判所が、この少年は、家庭裁判所で審判をして保護処分をした方が良いと判断し、家庭裁判所に送り返す(少年法55条の移送)ことがあります。「改正少年法」下でも特定少年についてこの55条移送の適用が残されました。したがって、刑事裁判の提起後に家庭裁判所に戻され、再び推知報道されない権利が保障されることになります。起訴された段階で推知報道の禁止を解除してしまうことは、55条移送後の推知報道されない権利を侵害するものであり、少年法における手続保障に欠けることになります。このように家庭裁判所に戻され、その後保護処分される可能性があるにもかかわらず、起訴された段階で推知報道の禁止を解除してしまうことは少年法の制度趣旨に反します。

少年法の趣旨を貫徹し、上記のような取り返しのつかない事態を防ぐためにも、18、19歳の特定少年に対して引き続き「推知報道の禁止」の趣旨が及びます。

### (2) 推知報道の禁止が堅持されるべきこと

本年4月8日、検察は「重大事案で、地域社会に与える影響も深刻」として「改正少年法」 施行後初めて特定少年の実名を公表しました。検察は実名入りの起訴状の一部を読み上げた 上で、集まった記者に実名を明らかにした理由を説明しました。その際、検察は「報道陣か ら公表の理由への質問が相次ぎ、法にのっとった判断との説明を繰り返した」と述べていま す。しかし、「改正少年法」は検察に対し実名を公表することを義務づけておらず、検察の説 明は明らかな誤りです。

仮に検察が公表したとしても、起訴された特定少年の氏名を報じるかは報道機関が判断し 決めることですが、犯罪報道において実名を公表しなければならないのものではありません。 報道機関は、これまで少年法 61 条の目的を実現し、少年の健全育成を支えてきました。イン ターネットがここまで普及し、ネット上に永久的に情報が残り続ける社会において、「推知報 道の禁止」が果たす役割は重要性を増しています。

検察の公表を受けて報道機関の多くが少年の実名を報じました。顔写真まで掲載した報道機関もあります。紙面とインターネットで対応を分けたところもありますが、一度、紙面に実名が出てしまえば、その後インターネット上に転載することは容易であり、インターネットの記事に載せなくても紙面に載せてしまえば意味はありません。

今回、ほとんどの報道機関が実名報道に転じる中、「推知報道の禁止」を堅持し匿名とした 新聞社がありました(東京新聞(中日新聞)、紙面で匿名としたのは他に河北新報(仙台市)、 琉球新報(那覇市))。東京新聞は、「20 歳未満については健全育成を目的とした少年法の理 念を尊重し、死刑が確定した後も匿名で報道してきました。少年法の改正後もこの考え方を 原則維持します」と説明しています(2022年4月12日付日経新聞記事)。

わたしたちは、「推知報道の禁止」を堅持し匿名とした報道機関に賛意を示すとともに(しかし「原則維持」ではなく例外なく堅持する必要があります)、実名報道に転じた報道機関に対しては、実名でなければ報道の目的が達成できないのか再考を求めます。長良川事件の名古屋高等裁判所判決(2000年6月29日)が述べるように、報道機関は「少年事件の原因等を調査分析し、犯罪及び非行を防止するため、その結果を社会防衛及び教育の観点から報道することは、公共の利害に関する事柄で、さらに、国民の知る権利の視点からも極めて重要なことはいえ、加害少年の氏名や顔写真等を報道しなくても、事件の動機、背景、行為、少年審判あるいは刑事事件等の手続に関する事項等の報道によって、その事件が社会で生起した意味を知り、社会に対する警鐘とすることは可能であること、更には、新聞その他報道機関等のメディア媒体は、社会の構成員の一員として、あらゆる分野の報道についても、常に人権を尊重した情報活動を営むことが社会的に期待され、とりわけ、未来における可能性を秘めた少年が、将来にわたって、人間的に成長、発達して、幸せを自ら選びとる幸福追求権を憲法上保障されていることを尊重するならば、少年が健やかに成長するように配慮した情報伝達活動を営むことは、社会的責務である」ことを再認識する必要があります。

以上のとおり、特定少年の実名報道に抗議するとともに裁判所、検察庁、報道機関等において推知報道の禁止を堅持するよう求めます。